平成２６年（フ）第５３７号
千葉県八千代市ゆりのき台７丁目15番地１
パークタナカ203号
債務者　藤堂　和枝
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５６９号
千葉県船橋市夏見台２丁目８番18号　クレール夏見205号
債務者　廣瀬　剛
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２２８号
新潟市北区早通南１丁目13番15号、申立時の住所新潟市北区須戸５丁目６番地14
債務者　串田　泰子
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５５号
新潟市東区岡山115番地13
債務者　青山　孝子
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７８号
岐阜市長良有明町３丁目11番地
債務者　有井　久世
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８６号
三重県名張市瀬古口642番地８
債務者　加田　洋久
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第４２号
滋賀県米原市岩脇1136番地
債務者　藤本　祐一
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
兵庫県伊丹市御願塚４丁目２番16号　イハラパンションＢ―103号
債務者　橋本　睦弘
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
兵庫県宝塚市仁川団地１番１―601号、前住所福岡県福岡市南区塩原３丁目13番３号
債務者　杉村　美雪
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
奈良県桜井市大字初瀬1763番地の１
債務者　河口　佳世
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２３４号
奈良県大和郡山市小泉町551番地　レオパレス大陽伍番館105号室
債務者　中原里衣子
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２４０号
奈良市大宮町２丁目２番10―602号
債務者　石井敬一郎
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２４２号
奈良県生駒市南田原町745番地２
債務者　大槻　一平
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２４４号
奈良県大和郡山市北郡山町359番地３
債務者　ＧＯＬＤＥＮ★ＣＲＥＰＥＳこと　北本　英紀
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９２号
鳥取県鳥取市福部町海士222番地11
債務者　豊田　浩一
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６５号
鳥取県米子市米原１丁目１番46―407号
債務者　三浦　大樹
１　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第６６号
鳥取県西伯郡伯耆町大殿1371番地９、前住所鳥取県西伯郡伯耆町溝口170番地６
債務者　大垣　裕二
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第８０号
鳥取県米子市皆生温泉１丁目１番59号　208号
債務者　竹信　友博
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部